

フォローアップ研修 実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県教育委員会の「教職員研修計画」に基づき、「大分県公立学校教員育成指標」の第1ステージ（基礎形成期）に示された基礎形成期後半における教員の専門的な知見を深めるとともに、教員に求められる基本的な資質能力、学習指導に係る実践的指導力の向上を図る。

2 対象等（※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校とそれぞれ読み替える。）

- (1) 在職4～7年目の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校教諭とする。ただし、在職期間には育児休業や病気休業等の期間を含まない。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅研」という）の受講前であれば、在職8年目以降でも受講することができる。ただし、中堅研を受講できる在職8年目以降で中堅研の受講を希望する場合は、フォローアップ研修より中堅研を優先することができる。
- (3) ステップアップ研修修了後、中堅研受講までであれば、複数回受講できる。
- (4) 他県等において、フォローアップ研修に相当する研修（例：5年次研修）を受講していれば、受講しなくてもよい。

3 研修内容等

- (1) 研修内容は次の①と②とする。この二つの受講完了をもって、フォローアップ研修の修了となる。なお、①・②は年度を変えて受講してもよい。

①「人間関係構築力向上」（小・中・高・特）【年1回実施】

②「授業力向上」（小・中・高）または「教科等指導力向上」（特・特級）【年2回実施】

- (2) (1) ②については、第1回の研修を欠席した場合、当該年度の受講は取下げとなる。なお、「授業力向上」（小・中・高）については、次の教科を隔年開催する。

	A	B
小学校	国語、理科、生活、図画工作、外国語	社会、算数、音楽、家庭、体育
中学校	社会、数学、音楽、保健体育、技術、家庭	国語、理科、美術、外国語
高等学校	国語、理科、音楽、外国語、家庭、情報、商業、福祉	地歴公民、数学、保健体育、美術、書道、農業・水産、工業

※ 教科の実践報告を伴うため、小学校については実践可能な教科から受講希望教科を選択すること。

※ 高等学校の音楽、美術、家庭については、中学校の日程で合同実施する。

- (3) 次に該当する者で、「授業力向上」（小・中・高）の受講を希望する場合は、事前に県教育センターへ問い合わせること。
 - ・小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級、通級指導教室担当者
 - ・高等学校の通級指導教室担当者
 - ・特別支援学校で、小・中・高等学校学習指導要領に示された目標内容等に準ずる指導をする者

4 その他

研修申し込み後、やむを得ない事由により受講が困難となった場合、校長は県教育センターにその旨を連絡すること。県教育センターは連絡を受けた後、その後の対応を協議する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

令和8年4月1日一部改正。